

地方独立行政法人法に基づき、法人が中期目標期間に達成すべき業務運営に関する目標を都が定め、法人に指示

中期目標の基本的な考え方

法人の設立目的・理念

(設立目的)

高齢者のための高度専門医療及び研究を行い、都における高齢者医療及び研究の拠点として、その成果及び知見を広く社会に発信する機能を發揮し、もって都内の高齢者の健康の維持及び増進に寄与する

(法人理念)

大都市東京における超高齢社会の都市モデルの創造の一翼を担う

これまでの取組

(病院部門)

- ・高齢者の死亡・要介護の主要な原因である血管病、高齢者がん及び認知症を重点医療と位置付け、重点医療をはじめとする高齢者医療の充実
- ・新施設において、最新の設備や機器を活用した難易度の高い鑑別診断、低侵襲な治療の提供

(研究部門)

老化メカニズムや高齢者に特有な疾患、高齢者の社会参加など、多様な分野にわたる研究を推進し、高齢者を取り巻く課題に総合的な取組

法人事業を取り巻く状況の変化

- ・都の高齢化は急速に進展。2030年には約4人に1人が高齢者となる予測
- ・血管病、高齢者がん、認知症などの更なる増加
高齢者は複数疾患を抱えることやサルコペニア、フレイルなどの老年症候群や生活機能障害を有することが多い。

⇒求められる高齢者医療・医学のあり方も、

従来の臓器機能の維持・回復を目指した「治す医療」から
生活機能の維持・回復もを目指した「治し支える医療」へと変化

都の高齢者福祉保健施策

- ・「東京都高齢者保健福祉計画」に基づき、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が日常生活の場で切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて様々な施策に取組
- ・「東京都地域医療構想」では、将来にわたって東京の医療提供体制を維持・発展させていくため、「2025年の医療～グランドデザイン～」を掲げ、その実現に向けた取組を推進
- ・平成29年度中には「東京都高齢者保健福祉計画」及び「東京都保健医療計画」を改定予定

第三期中期目標の基本的な考え方

都における高齢者医療・研究の拠点として、更にその成果の普及・還元を強力に推し進めるとともに、医療・研究で培った知見を踏まえ、高齢者の医療と介護を支える人材の育成を推進することが求められる。

- これまで培った技術・知見、病院と研究所が一体化した法人である強みを活かし、
高齢者が安心して暮らし続けることができる大都市東京にふさわしい地域包括ケアシステムの構築に寄与
- 業務を確実に遂行するため、法人の経営基盤をより一層強化

2 都民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項

(1)高齢者の特性に配慮した医療の確立・提供と普及

法人が高齢者医療の専門病院として提供してきた高齢者の特性に配慮した医療こそが、今求められている「治し支える医療」。「治し支える医療」が「高齢者医療モデル」として、2025年の東京における高齢者医療のスタンダードになることを目指し、その確立と普及に取り組む。

区西北部二次保健医療圏の急性期病院として、地域医療の体制の確保に貢献する。

- ・重点医療(血管病、高齢者がん及び認知症)の一層の充実、高齢者に特有な疾患に対応した専門医療の提供
- ・高齢者の特性に配慮した医療の提供、そこで得られたノウハウを踏まえた「高齢者医療モデル」の確立・普及
- ・救急医療の提供、地域連携の推進等による地域医療の体制の確保への貢献

(2)高齢者の健康長寿と生活の質の向上を目指す研究

老年学専門の研究所として、高齢者を取り巻く様々な課題に総合的に取り組み、その成果を普及・還元する。

- ・高齢者に特有な疾患やサルコペニア、フレイル等老年症候群の克服に向けた研究の推進
- ・社会参加の促進やフレイル予防に資する研究、認知症をはじめ疾患・障害を抱えた高齢者を支えるための研究等、高齢者の地域での生活を支える研究の推進
- ・臨床研究を含む法人の研究全般を推進するための基盤の強化、研究成果の一層の普及・還元

(3)医療と研究が一体となった取組の推進

高齢者を取り巻く様々な課題に対応するため、高齢者の疾病・介護予防から医療、介護それぞれの段階において、病院と研究所を一体的に運営する法人の強みを発揮した取組みを推進し、その知見やノウハウを社会に還元する。

- ・トランスレーショナル・リサーチの推進(医療と研究の連携)
臨床研究及び病院と研究所の共同研究を一層推進
- ・認知症支援の推進に向けた取組
- ・介護予防の推進及び健康の維持・増進に向けた取組

(4)高齢者の医療と介護を支える専門人材の育成

高齢者医療・研究の実績や人材育成のノウハウを活用し、専門人材を育成する。

- ・身近な地域の専門人材の育成を引き続き推進
- ・専門人材の育成を全都的に推進
- ・次代を担う専門人材や研究者の育成に取組み、法人の技術、成果等を継承

3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(1)地方独立行政法人の特性を活かした業務の改善・効率化

- ・自律性の発揮による効果的、効率的な業務の推進
- ・都派遣職員の派遣解消計画を踏まえた法人固有職員の計画的な採用
- ・優れた人材の確保・定着や職員の専門性向上につながる取組の実施
- ・発信力を強化し、高齢者医療・研究拠点としてのプレゼンスを向上

(2)適切な法人運営を行うための体制の強化

- ・内部統制の実施
- ・積極的な情報公開
- ・法令及び行動規範の遵守、倫理の徹底

4 財務内容の改善に関する事項

(1)収入の確保

- ・患者の積極的受入、診療報酬改定対応等による医業収入確保、外部研究資金の獲得、知的財産の積極的活用

(2)コスト管理の体制強化

- ・病院、研究所における部門ごとに、費用対効果の改善に向けた目標を設定し、進行管理
- ・病院における部門ごとに原価計算を行い、収支管理に活用

5 その他業務運営に関する重要事項

- ・個人情報管理、組織的なリスクマネジメントの徹底
- ・職員の健康管理、安全な職場環境の確保
- ・災害、新型インフルエンザの発生等、非常時を想定した危機管理体制の強化